

社会保障分野における マイナンバー制度の活用について

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室



目次

1. 社会保障分野におけるマイナンバー制度について
2. マイナンバーカードの健康保険証利用について
3. 国家資格等のデジタル化について
4. データ標準レイアウト改版等について

1. 社会保障分野におけるマイナンバー制度 について

- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要
- ・マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

■ デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法37②等)

■ デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で
目指す6つの姿

① デジタル化による成長戦略

② 医療教育防災・子ども等の準公共分野のデジタル化

③ デジタル化による地域の活性化

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

⑤ デジタル人材の育成・確保

⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

→Data Free Flow with Trust

※進捗把握指標の設定

具体策を考える上で前提となる理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ※デジタル推進委員の全国展開

→誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受

デジタル社会形成のための基本原則

→10原則(デジタル改革基本方針)

①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則(国の行政手続オンライン化原則)
デジタルファースト/
ワンズオンリー/
コネクテッド・ワンストップ

BPRと規制改革の必要性

クラウド・バイ・デフォルト原則

→Business Process Reengineering

目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組(基本戦略)

デジタル臨時行政調査会

デジタル・規制・行政改革に徹底する
構造改革のためのデジタル原則※に
沿って4万以上の法令等の適合を目指す

デジタル田園都市国家構想実現会議

デジタル原則の遵守やデータ基盤の
活用等を前提に、各地域の社会的課題
の解決などに向けて様々な取組を支援

国際戦略の推進

DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化

サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応
としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護

包括的データ戦略の推進 ※トラスト基盤構築を推進

トラスト/ベース・レジストリ/オープンデータ

デジタル産業の育成

クラウドサービス産業・ITスタートアップの育成

Web3.0の推進

ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

※①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則

⑤共通基盤利用原則

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン(アーキテクチャの将来像整理)
- 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
(ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/
公金受取口座登録推進及び行政機関による利用)
- マイナンバー制度の利活用の推進
(情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化)
- マイナンバーカードの普及及び利用の推進
(オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/
健康保険証利用/運転免許証と一体化/市町村や業界に働きかけ)
- 公共フロントサービスの提供等
(ワンストップサービスの推進)

暮らしのデジタル化

- 準公共分野のデジタル化の推進等
(健康・医療・介護(PHR/オンライン診療)/
→Personal Health Record
教育(校務のデジタル化/教育データ利活用)/
防災/子ども/モビリティ/取引)

産業のデジタル化

- 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
(電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/
GビズID/e-Gov)
- 中小企業のデジタル化の支援(IT専門家派遣/
IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援)
- 産業全体のデジタルトランスフォーメーション(DX認定制
度/DX銘柄/DX投資促進税制/
サイバーセキュリティ強化)

デジタル社会を支えるシステム・技術

- 国の情報システムの刷新
(重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備/政府調達)
- 地方の情報システムの刷新(標準化基本方針の策定等)
- デジタル化を支えるインフラの整備
(光ファイバ/5G/半導体/データセンター/海底ケーブル)
- デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進(情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備)

デジタル社会のライフスタイル・人材

- ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換(テレワーク/シェアエコ)
- デジタル人材の育成・確保(プログラミング必修化/リカレント教育/女性人材)

今後の推進体制(政府のデジタル改革推進体制強化) 4

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(令和4年6月7日閣議決定)より一部改変

	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	
医療関係	①健康保険証	健康保険証利用を可能とするオンライン資格確認の本格運用(令和3年10月～)	本格運用		
	②薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報	マイポータルでの①薬剤情報、②特定健診等情報及び③医療費通知情報の提供開始(①②は令和3年10月～、③は11月～)	マイポータルでの薬剤情報、特定健診等情報及び医療費通知情報の提供		
	③患者の利便性向上	先行事例の実証(令和2年3月)	実証	モデル事業・横展開といった進捗状況に応じた対応	
	④処方箋の電子化	・電子処方箋ガイドラインの改定実施(令和2年4月) ・お薬手帳との連携(令和3年10月)	システム開発・構築等	運用開始(令和5年1月～)	
	⑤生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査実施(令和2年7月、10月)	地方との協議	環境整備・システム開発 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上	本格運用
	⑥介護保険被保険者証		被保険者証そのものの在り方について見直し方策を検討し、保険者等の関係者と合意	環境整備・システム開発	本格運用
	⑦PHR(Personal Health Record)健康診断の記録		自治体システム改修等	自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)についてマイポータルでの提供開始	
			マイポータルでの特定健診等情報の提供開始(令和3年10月) マイポータルでの薬剤情報の提供開始(令和3年10月)	特定健診等情報のマイポータルでの提供開始 ※特定健診情報として提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、システム整備等で次期被保険者を経由して、順次マイポータルでの提供開始予定	
				薬剤情報のマイポータルでの提供開始 手術等の情報のマイポータルでの提供開始	
	⑧ハローワークカード	乳幼児等健診のマイポータルでの提供(令和2年6月～)	乳幼児等健診のマイポータル閲覧		
⑨ジョブ・カード		学校健診: 実証事業・システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始		
⑩技能士台帳		システム刷新・求職者マイページとのマイポータル連携 /マイナンバーカード活用準備	本格運用		
		新規サイトの設計開発 試行運用	本格運用(マイポータルとの連携開始)		
		システム整備準備(～令和2年6月)	システム整備※	マイポータル閲覧	

	実施済みの事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民 が保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	
就労関係	⑪安全衛生関係各種免許		システム整備※	関係システム改修後からマイポータル閲覧	
	⑫技能講習修了証明書	データベース拡充(継続して実施)	システム整備※	関係システム改修後からマイポータル閲覧	
	建設キャリアアップカード		マイナンバーカードの利用環境整備	マイポータルとの連携	
	在留カード		検討	法案提出 一体化に向けた必要な措置を実施	
	教員免許状			運用開始	
各種証明書等関係	大学の職員証、学生証		モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知 国立大学法人の中期目標・中期計画への反映		
	⑬障害者手帳		障害者手帳情報のデジタル化等の推進	インターネット予約対応	
	e-Tax等	マイポータルとの連携開始(年末調整:令和2年10月、確定申告:令和3年1月)	年末調整や確定申告手続に必要な情報について、マイポータルを通じて一括取得し、各種申告書への自動入力を開始 なお、マイポータルから入手できる情報については、税制改正や予算の措置状況等を踏まえつつ、今後順次拡大予定		
	たばこカード	令和3年4月開催の財政制度等審議会(たばこ事業等分科会定例会)において、業界団体等の関係者マイナンバーカード等が使用可能な特定の製品について、成人識別機能を有しているものとして了承	たばこ小売販売店の希望に応じ、自販機に順次導入		
	社員証等		事業者向け周知・広報	進捗状況等に応じた対応	
	運転経歴証明書	○ 運転経歴に関する情報をマイナンバーカードに記録することができるとすることなどを内容とする道路交通法の一部を改正する法律案を国会に提出(令和4年4月成立・公布)	運転免許センター等における運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの交付 全国共通の運転者管理システムの整備 法案提出	県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修 下位法令の制定等	
	公共サービス	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体発行カード		先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及	進捗状況等に応じた対応
		マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化		実証実験実施と実施結果等を踏まえた検討	検討内容に応じた対応

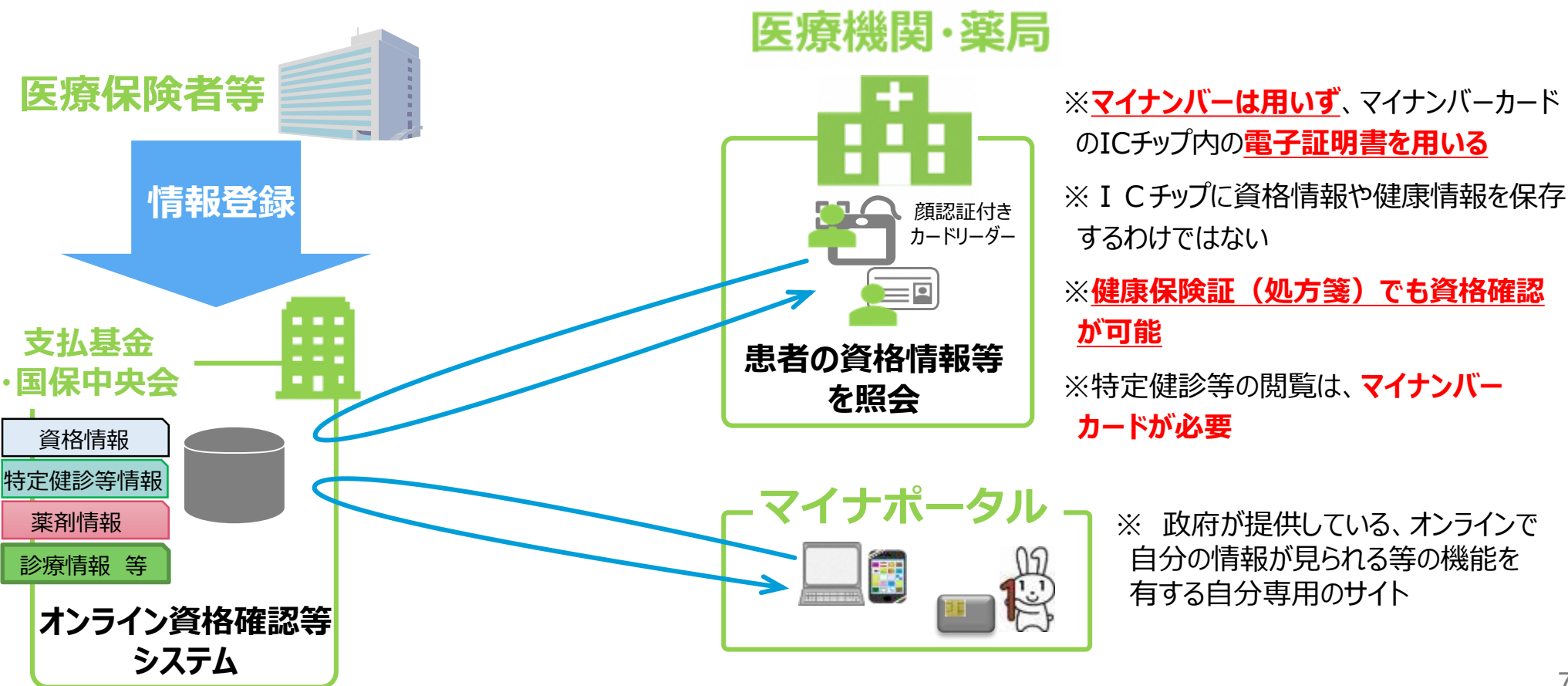
①～⑬が厚労省所管 ※「国家資格等情報連携・活用システム」(令和6年度に運用を開始見込み)において整備予定 5

2. マイナンバーカードの健康保険証利用 について

- ・オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の概要
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて
- ・オンライン資格確認の導入状況及び原則義務化の経過措置
- ・各地域におけるオンライン資格確認の推進体制について
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化(保険証の廃止)について
- ・オンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報等を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）

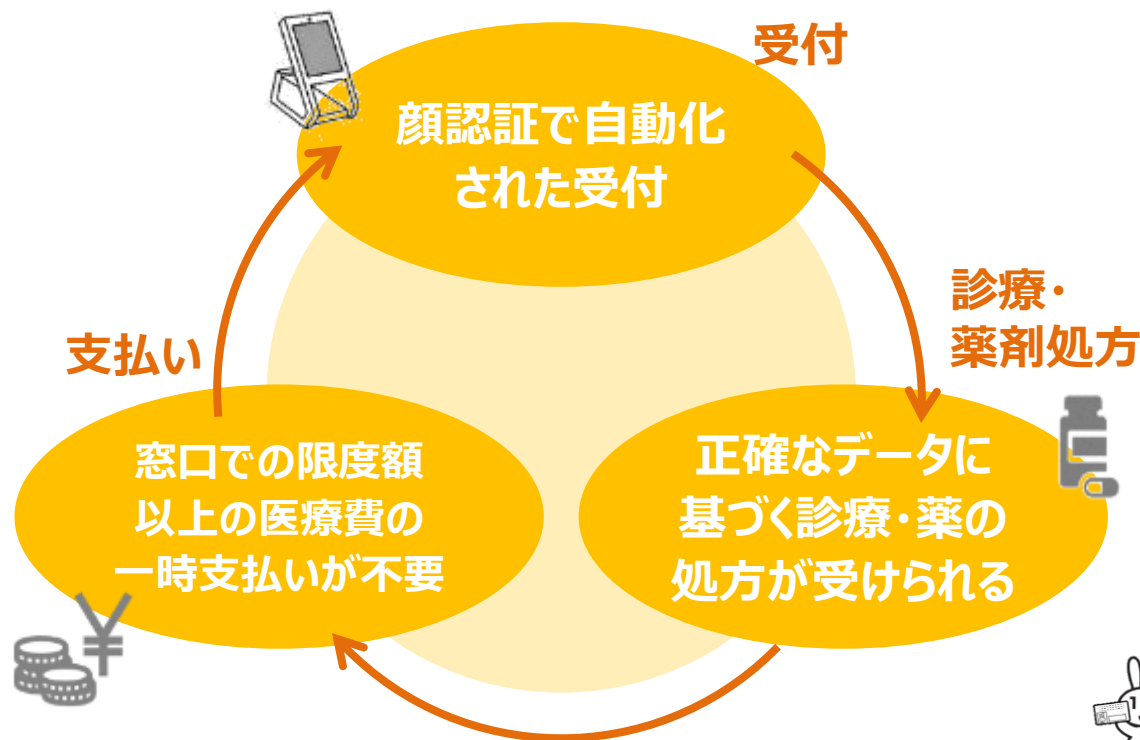


マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット


通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

 いつもの通院等が便利に！

 こんなところも簡単・便利に！



特定健診や薬の
情報をマイナポータル
で閲覧できる

マイナポータルから 
e-Taxに連携し、
確定申告が簡単に

健康保険証として
ずっと使える



いつもの診療・薬剤処方が変わる！



過去に処方された薬や特定健診等の情報を
医師や薬剤師に正確に伝えることが大変

これからは、データに基づく診療・薬の処方が受けられます



過去の薬や特定健診等のデータが
自動で連携されるため、口頭で説明
する必要がない



自分の体についてのデータを見たうえで
診察・薬の処方をしてもらえることで、
より良い医療が受けられる



旅行先や災害時でも、
薬の情報等が連携される



マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です(生涯1回のみ)。
- 利用登録は、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで、当日の受診でも簡単に行うことができます。
- また、事前に利用登録を行うこともできます。
- **マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス**(スマートフォン、PC+ICカードリーダー)を用いて、**マイナポイントアプリ等**をインストールして申込みを行う方法があります。
- カードリーダー機能を備えたデバイスを用いずに、**セブン銀行のATM**や**各市町村において設置する住民向け端末等**から申込みを行う方法もあります。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

・「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込(一括登録)を行う。

・「マイナポータルアプリ」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポイントアプリ



対応機種一覧
はコチラ

マイナポータル・マイナポータルアプリ



カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

・セブン銀行のATMから申込み

・各市区町村において設置する住民向け端末等から申込み

・医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み

顔認証付きカードリーダーを設置している施設は下記のHPでご案内しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

セブン銀行ATM



住民向け端末



顔認証付きカードリーダー



医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/4/9時点)

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

211,677施設 **(92.2%)** / 229,688施設

※義務化対象施設に対する割合：**99.1%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	98.7%	99.0%
医科診療所	91.6%	98.6%
歯科診療所	88.6%	99.9%
薬局	96.1%	98.8%

参考：全施設数

病院	8,190
医科診療所	89,715
歯科診療所	70,283
薬局	61,500

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

169,571施設 **(73.8%)** / 229,688施設

※義務化対象施設に対する割合：**79.4%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	86.0%	86.3%
医科診療所	67.9%	73.0%
歯科診療所	66.6%	75.2%
薬局	89.1%	91.7%

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

156,618施設 **(68.2%)** / 229,688施設

※義務化対象施設に対する割合：**73.3%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	81.9%	82.2%
医科診療所	60.9%	65.5%
歯科診療所	60.0%	67.7%
薬局	86.3%	88.8%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 (213,593施設) で算出 (紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和5年1月診療分)

【参考：健康保険証の利用の登録】

57,086,000件 カード交付枚数に対する割合 **66.9%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数： 約9,634万枚 (人口比：76.5%)
 交付実施済数： 約8,538万枚 (人口比：67.8%)

- 令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、期限付きの経過措置を設ける。

※対象の保険医療機関・薬局は、地方厚生(支)局に原則オンラインで事前届出を行う(支払基金とも情報共有)

※令和6年4月メドで資格確認限定型・居宅同意取得型の運用を開始することとしており、こうした状況を踏まえ、今後、必要な見直しを行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局(システム整備中)	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで) ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局(ネットワーク環境事情)	オン資に接続可能な光回線のネットワークが 整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の 運用開始(令和6年4月)まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで (遅くとも令和6年秋まで) ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)~(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

※上記のほか、患者から電子資格確認を求められた場合に応じる義務について、訪問診療等・オンライン診療の場合の経過措置(居宅同意取得型の運用開始(令和6年4月)まで)を設ける。

各地域におけるオンライン資格確認の推進体制について

- オンライン資格確認の導入については、各地域で差が生じている状況にある。このような状況を踏まえ、各都道府県単位で、地方厚生（支）局、支払基金支部、国保連に担当者を置き、連携して関係者への働きかけ等を行う「オンライン資格確認の普及に向けた連携会議」を設置する。また、各都道府県における保険者協議会等の場においてオンライン資格確認の推進に関する議論を実施する。

厚生労働省本省 : 各都道府県担当を設置

地方厚生（支）局

支払基金支部

国保連

: 「オンライン資格確認の普及に向けた連携会議」を設置

都道府県

: 保険者協議会等の場で議論

医療関係団体や個別医療機関・薬局に働きかけ

オンライン資格確認の導入を強く推進

実施事項

- 各都道府県単位で、地方厚生（支）局、支払基金支部、国保連による「オンライン資格確認の普及に向けた連携会議」を設置し、当該連携会議を中心として、当該都道府県下での導入状況の確認、関係団体等への働きかけ、本省主催説明会等の関係者への周知、説明会の実施等の活動を行う。また、今後、個別医療機関・薬局への働きかけを随時行う。
- 上記に加え、各都道府県における保険者協議会等の場において、オンライン資格確認の推進に関する議論を実施

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）

- マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。このインフラを活用し、国民にマイナンバーカード1枚で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる。
- 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す。
- 保険証の廃止に向けては、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある。また、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいく。
- 具体的に、以下2つの課題に取り組む。

1. 訪問診療・訪問看護・柔整あはき等にオンライン資格確認を導入

- 訪問診療・訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みの構築。
 - 柔道整復師・あんまマッサージ師・鍼灸師の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの構築。
 - ※ オンライン資格確認義務化の例外医療機関等について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討。
 - ※ 上記に併せて、事業者のシステム改修、利用機器の導入支援、保険者等のシステム改修を実施。
- ⇒ 必要な予算を今回の経済対策に盛り込む予定

2. マイナンバーカードの取得の徹底

- 保険証の廃止に当たっては、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続き・様式の見直しの検討が必要。

※ 何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続きについては、今後検討。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化 【マイナンバー法等の一部改正法案】

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法の改正】

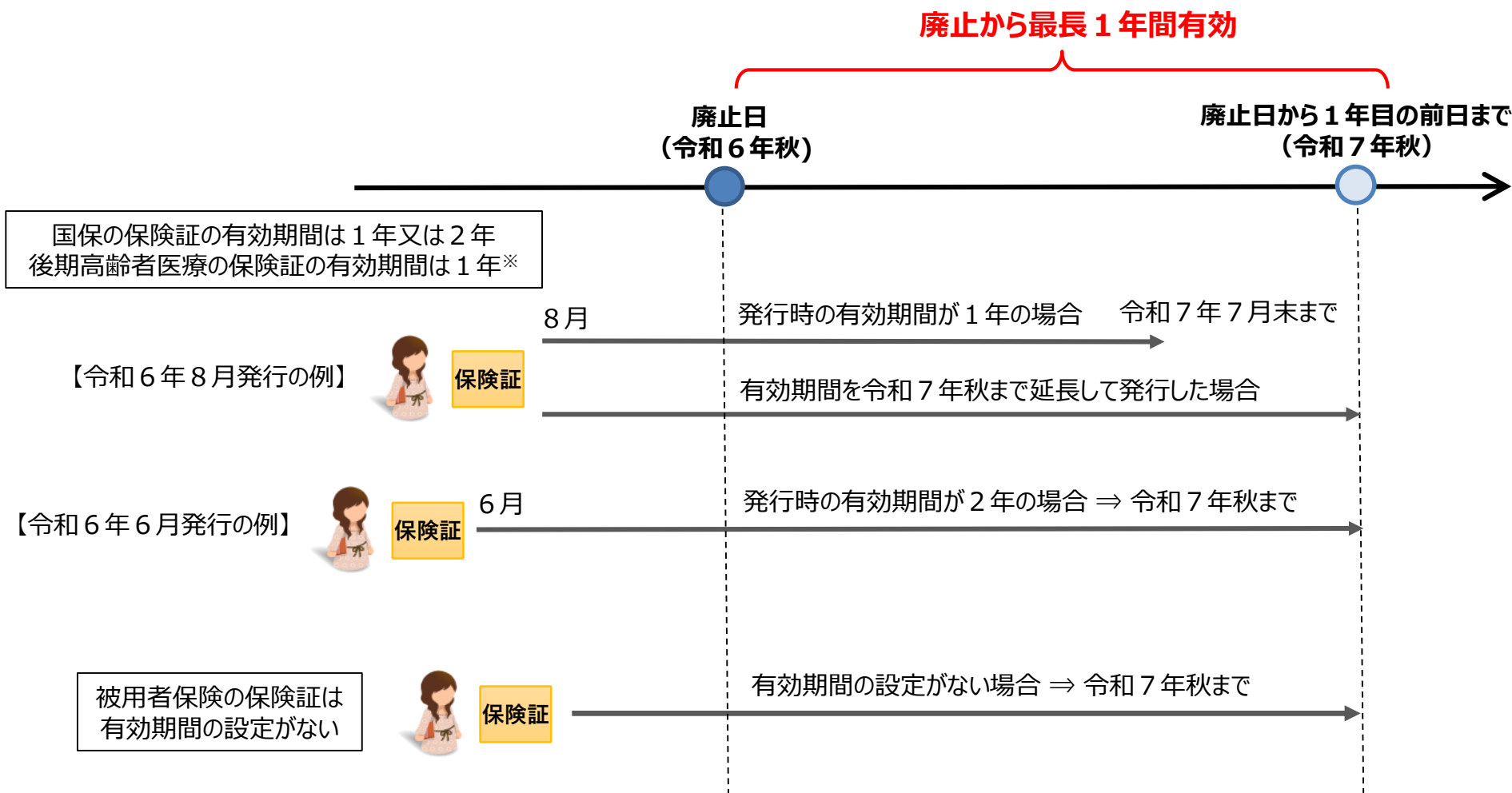
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。（省令事項）
 - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定を設ける。（改正法案の経過措置）
- 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等の改正】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。
 - （※4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
 - （※5）長期にわたる保険証滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。
- 施行期日：公布の日から1年6月以内の政令で定める日

発行済の健康保険証の取扱いについて

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けることとしている。



(注) 短期被保険者証、被保険者資格証明書も同様とする

※一部の後期高齢者医療広域連合では、2年

医療DXを推進し、医療機関・薬局において特定健診等の情報や薬剤情報等を取 得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】 マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
 【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

（新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**
 ※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関	問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）	薬局
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬を適切に避けられる</u>ほか、<u>投薬内容から患者の病態を把握</u>できる。 ✓ 特定健診結果を<u>診療上の判断や薬の選択等に生かす</u>ことができる。 	<p>問診票（初診時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今日の症状 ●他の医療機関の受診歴 ●過去の病気 ●処方されている薬 ●特定健診の受診歴 ●アレルギーの有無 ●妊娠・授乳の有無 ●…… <p>※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬や相互作用の確認が可能</u>になる。 ✓ 特定健診の<u>検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能</u>になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって、正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の特例措置【令和5年4～12月】

【概要】 オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する
(令和5年4月～12月の特例)

		現行の加算	特例措置(令和5年4～12月)	
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	<u>6点</u>	
	// 利用する	2点	2点	
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	<u>2点</u>	〔再診での算定は 1月に1回〕
	// 利用する場合	-	-	
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3点	<u>4点</u>	〔調剤での算定は 6月に1回〕
	// 利用する場合	1点	1点	

※ この加算は、医療機関・薬局による薬剤情報等の患者情報の取得・活用を要件として、より質の高い診療を実施することを評価するもの

※ 現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、今般の特例として、令和5年12月末までにオンライン請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局に限り、この要件を満たすものとみなす(令和5年4～12月の特例)

3. 国家資格等のデジタル化について

- ・国家資格等のデジタル化について
- ・新たにマイナンバー利用予定の国家資格等の具体例

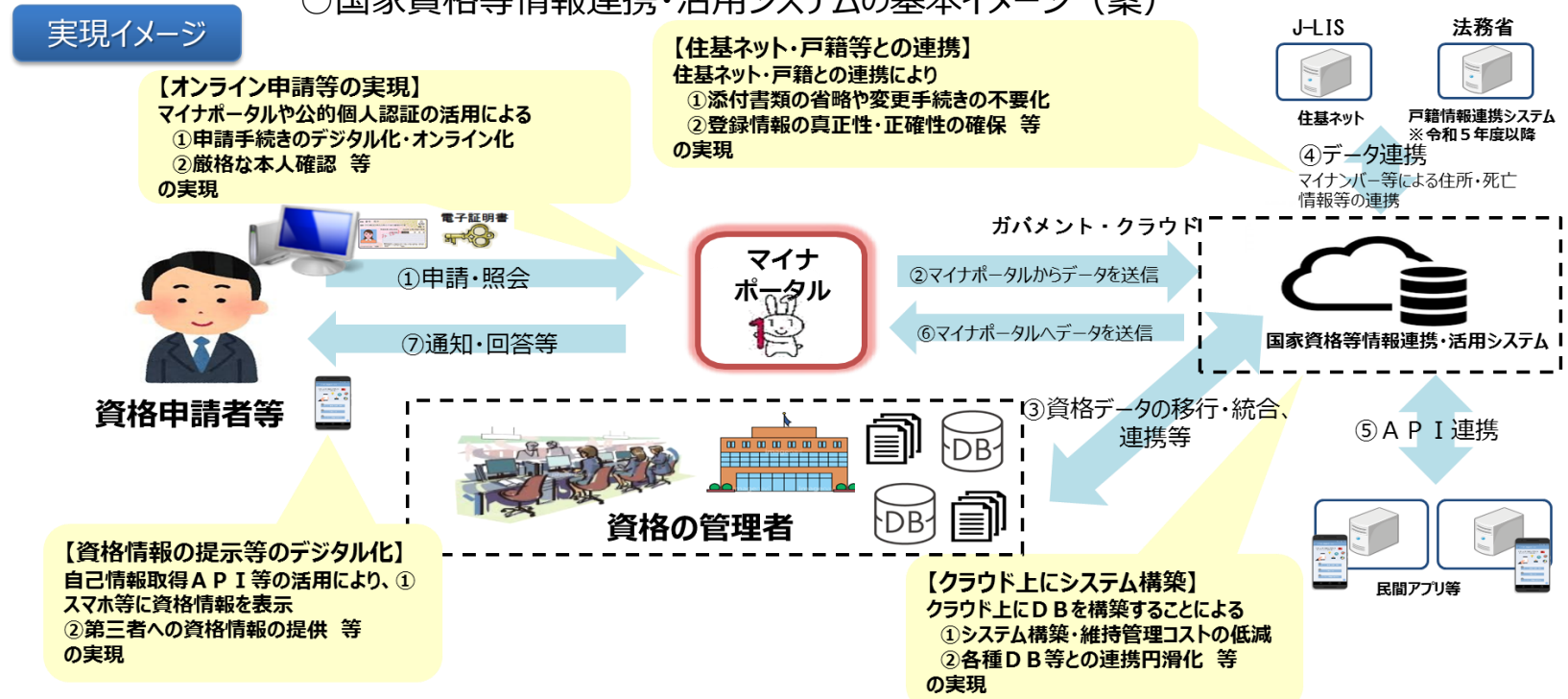
マイナンバー制度のさらなる活用：国家資格等のデジタル化

○ デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）による番号法、住民基本台帳法等の改正により、令和6年度より社会保障等に係る32資格（うち社会保障関係は31資格）の資格情報について、デジタル庁が構築する国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じてマイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。

※ 社会保障等の32資格：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士

○ さらに、上記以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。

○国家資格等情報連携・活用システムの基本イメージ（案）



マイナンバー法等の一部改正法案の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。

※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加

- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。

⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。

※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。

※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能

⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。

⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。

(※1) 公金受取口座は給付のみに利用。

(※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。

⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

新たにマイナンバー利用予定の国家資格等の具体例(約50資格)

- 令和5年度の番号法改正を予定する国家資格はおよそ50資格に渡り、今後国家資格等情報連携・活用システムとの連携についても調整を予定している。

【内閣府】

- 国家戦略特別区域限定保育士

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、受胎調節実地指導員、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許**
(第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水土)

4. データ標準レイアウト改版等について

- ・令和5年6月向けデータ標準レイアウト改版主要事項
- ・令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版について
- ・年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について

令和5年6月のデータ標準レイアウト改版 主要事項

○令和5年6月のデータ標準レイアウト改版により、以下の事項の追加・修正が行われている。

表 令和5年6月版データ標準レイアウトにおける主な改版事項

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加される事務手続
身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 (20)	<ul style="list-style-type: none">・ 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野人材確保・育成コース) 支給要件の確認-対象労働者であることの確認 (身体)・ 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野人材確保・育成コース) 支給要件の確認-対象労働者であることの確認 (精神)
医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (31)	<ul style="list-style-type: none">・ 全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定・ 健康保険組合被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定・ 船員保険被保険者の資格喪失後の傷病手当金の支給決定

令和5年6月のデータ標準レイアウト改版 主要事項

○令和5年6月のデータ標準レイアウト改版により、以下の事項の追加・修正が行われている。

表 令和5年6月版データ標準レイアウトにおける主な改版事項

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加される事務手続
戸籍関係情報 (107)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の認定 ・ 障害児福祉手当の死亡届の内容審査 ・ 特別障害者手当の死亡届の内容審査 ・ 福祉手当の死亡届の内容審査 ・ 入院措置又は費用の徴収 ・ 組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務（日常生活支援事業審査） ・ 自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） ・ 高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） ・ 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>

令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版について

○令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版内容については、以下の事務手続を追加する等を予定しており、詳細については現在検討を行っているところ。

追加される事務手続

照会する特定個人情報 (特定個人情報番号)	追加される事務手続
労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報 (59)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の認定 ・ 特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 ・ 障害児福祉手当の認定 ・ 特別障害者手当の認定 ・ 特別障害者手当所得状況届の内容の審査 ・ 福祉手当所得状況届の内容の審査
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報(82)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 ・ 障害児通所給付決定の変更 ・ 障害児入所給付費の支給決定 ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 ・ 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項 (89)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労自立給付金の支給 ・ 進学準備給付金の支給
戸籍関係情報 (107)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格等の免許に関する事務等 (医師、准看護師、栄養士等)

令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版について

○令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版内容については、以下の事務手続を追加する等を予定しており、詳細については現在検討を行っているところ。

追加されるデータ項目

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加されるデータ項目
<p>介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施若しくは保険料 の徴収に関する情報(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者基本情報／サービスの種類の指定 ・ 受給者基本情報／区分支給限度基準額 ・ 受給者基本情報／区分支給限度基準額／区分支給限度基準期間開始日 ・ 受給者基本情報／区分支給限度基準額／区分支給限度基準期間終了日 ・ 受給者基本情報／区分支給限度基準額／種類支給限度額情報／種類支給限度基準額 ・ 受給者基本情報／区分支給限度基準額／種類支給限度額情報／種類支給限度基準額／サービスの種類 ・ 給付制限情報／給付制限内容 ・ 給付制限情報／給付制限開始日 ・ 給付制限情報／給付制限終了日 ・ 居宅届出情報／事業所又は地域包括支援センター名 ・ 居宅届出情報／届出年月日 ・ 施設入所情報／介護保険施設等の種類 ・ 施設入所情報／介護保険施設等の名称 ・ 施設入所情報／入所等年月日 ・ 施設入所情報／退所等年月日 ・ 基本チェックリスト実施日

令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版について

○令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版内容については、以下の事務手続を追加する等を予定しており、詳細については現在検討を行っているところ。

追加されるデータ項目

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加されるデータ項目
<p>介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施若しくは保険料 の徴収に関する情報(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負担限度額情報／適用開始年月日 ・負担限度額情報／適用終了年月日 ・負担限度額情報／食費の負担限度額（短期入所生活介護） ・負担限度額情報／食費の負担限度額（その他サービス） ・負担限度額情報／居住費等の負担限度額（ユニット型個室） ・負担限度額情報／居住費等の負担限度額（ユニット型個室的多床室） ・負担限度額情報／居住費等の負担限度額（従来型個室（特養等）） ・負担限度額情報／居住費等の負担限度額（従来型個室（老健・療養等）） ・負担限度額情報／居住費等の負担限度額（多床室） ・特定負担限度額情報／適用開始年月日 ・特定負担限度額情報／適用終了年月日 ・特定負担限度額情報／食費の特定負担限度額 ・特定負担限度額情報／居住費等の特定負担限度額（ユニット型個室） ・特定負担限度額情報／居住費等の特定負担限度額（ユニット型個室的多床室） ・特定負担限度額情報／居住費等の特定負担限度額（従来型個室（特養等）） ・特定負担限度額情報／居住費等の特定負担限度額（従来型個室（老健・療養等）） ・特定負担限度額情報／居住費等の特定負担限度額（多床室）

令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版について

○令和6年6月向けデータ標準レイアウト改版内容については、以下の事務手続を追加する等を予定しており、詳細については現在検討を行っているところ。

追加されるデータ項目

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加されるデータ項目
<p>児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報(78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者証情報 ・登録者証情報／登録者証効力開始年月 ・登録者証情報／登録者証効力終了年月
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報（82）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者証情報 ・登録者証情報／登録者証効力開始年月 ・登録者証情報／登録者証効力終了年月
<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報(84)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス／6回目／接種日 ・新型コロナウイルス／6回目／ワクチン名 ・新型コロナウイルス／7回目／接種日 ・新型コロナウイルス／7回目／ワクチン名 ・ヒトパピローマウイルス（9価）／1回目／接種日 ・ヒトパピローマウイルス（9価）／2回目／接種日 ・ヒトパピローマウイルス（9価）／3回目／接種日

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について

- 年金業務においては、マイナンバーの「利用」として、以下について既に実施。
 - ・ 相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・ 各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・ マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「情報連携」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・ 添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・ 照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・ 年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)
- 年金関係情報は、提供されるデータ項目数が極めて多く、その解釈も複雑であるため、マニュアル配布等を実施。これらを活用して情報連携を行うことにより、国民の負担軽減、事務の効率化が図られるため、積極的に事務に取り入れていただきたい。

